

フォーラム参加報告書

『これが議会改革 自治体「内閣制」に関する 緊急シンポジウム』

場 所 法政大学 市ヶ谷キャンパス
日 時 平成22年3月27日(土) 14:00から17:00
登壇者 廣瀬克哉 自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表 法政大学教授
三谷哲央 三重県議会議長
大同 衛 京丹後市議会議長
中尾 修 栗山町議会前事務局長
神原 勝 北海学園大学教授
江藤俊昭 山梨学院大学教授

内容

地方自治法抜本改正(地方政府基本法制定)において、自治体への「内閣制」の導入が提案されています。「厳格な二元代表制」が時として「住民の意見が適切に反映されず、また、効率的な事務の処理を阻害していることもあるのではないか」との問題認識のもとでの提案です。自治体議会の現場では、議会基本条例の制定を中心に、二元代表制における合議制の代表機関としての役割や責任を果たしていくための改革が広がりつつあり、そうした当事者からは、「ようやく動き出した二元代表制のあるべき姿を追求する取組を阻害しかねない」というこえがある。自治体議会の最前線で改革に取り組む実践者とともに、二元代表制への「内閣制」導入提案の有効性を検証するとともに、今後の地方自治法抜本改正の検討に対して提起していくべき論点を確認、共有する場とする。

所感

栗山町、三重県議会、京丹後市から議会基本条例の制定後の議会活動の報告を受けた。すでに101自治体が議会基本条例の制定をしており、今後さらに広がっていくようである。

自治体議員内閣制は、首長が議員側から副市長や企画部長を任命し行政を行っていくことだそうだ。確かに議会と首長が蜜月になれば、効率的な事務事業を阻害することなくなりスムーズに進むことはあるかもしれない。しかし、各地で二元代表制のもと議会改革が進み、今までの議会から市民の側に立った議会のあり方が議論されている。多治見市議会でも議会基本条例を可決し議会の責務・議員の責務・市民参加をしっかりと位置づけて進もうとしている。今回の議員内閣制の提案は、改革を行わない議会にとっては良い事かもしれないが、多くの議会では議会改革を疎外するものであると感じた。

また、地方自治法の改正により「自治体の基本計画」の策定を廃止する改正が行われることであり、「総合計画基本構想・基本計画」を議決し、それに基づいて市政運営をしている多治見市は今後どのように「総合計画」を位置づけるのか。登壇者からは、地方自治法の改正が行われても、各自治体で条例の位置づけをすることで自治法の改正があっても対応できる。との見解がだされ、改めて多治見市市政基本条例の必要性を感じた。いづれにしても、政権交代により地方分権が加速する中、制度も大きく変化をしていくことが予想されそれに対応することが重要であると感じた。



フォーラム風景